

|   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記 | 者 | 発  | 表 | 資 | 料 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 平 | 成 | 21 | 年 | 6 | 月 | 1 | 日 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 財 | 団 | 法  | 人 | 横 | 濱 | 市 | シ | ル | バ | ー | 人 | 材 | セ | ン | タ | ー |
| 経 | 営 | 企  | 画 | 課 | 課 | 長 | 森 | 徹 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 電 | 話 | 8  | 4 | 7 | - | 1 | 8 | 0 | 0 |   |   |   |   |   |   |   |
| 南 | 区 | 役  | 所 | 地 | 域 | 振 | 興 | 課 | 長 | 中 | 井 | 邦 | 雄 |   |   |   |
| 電 | 話 | 7  | 4 | 3 | - | 8 | 1 | 9 | 0 |   |   |   |   |   |   |   |

## 財団法人横浜市シルバー人材センターにおける個人情報の紛失について

### 1 概要

平成21年5月21日(木)、横浜市シルバー人材センターが南区役所から受託している5月度「町内会長への広報物配送業務」において、町内会長宅への配送物29件の受領印用名簿(会長氏名、住所、電話番号が記載されている)を紛失したことが判明しました。

### 2 経過

平成21年5月21日(木)

夕方 横浜市シルバー人材センター会員Aは、弘明寺地域の3カ所の配送のため、会員Aの自宅から受領印用名簿を四つ折にして胸ポケットに入れて、徒歩での配送途中、京急井土ヶ谷駅付近で名簿がないことに気がついたため、自宅との間(約150m)を3往復して探したが、見つからなかった。

5月29日(金)

午後2時50分 横浜市シルバー人材センター南事務所担当職員が会員Aに、事務連絡を入れた際、本件についての報告を受けた。

午後5時 横浜市シルバー人材センター南事務所所長が、南区役所地域振興課へ出向き、本件の報告と今後の対応について協議をした。

5月30日(土)

午前9時 横浜市シルバー人材センター南事務所所長から、当該会長へ電話連絡を入れ、本件について報告とお詫びに伺う旨伝えたところ7名については、電話にて了承していただいた。電話連絡の際、不在の会長もあり、結局この日は14名の会長宅へ伺い報告とお詫びを行った。(南事務所長、経営企画課長他2名で訪問)

5月31日(日)

午前9時 横浜市シルバー人材センター南事務所所長から、当該会長4名へ電話連絡を入れ、本件についての報告とお詫びに伺う旨伝えたところ1名については、電話にて了承していただき、残り3名を訪問した。(南事務所長他2名で訪問)

6月1日(月)

午前9時 横浜市シルバー人材センター南事務所所長から、当該会長4名へ電話連絡を入れ、本件について報告とお詫びに伺う旨伝えたところ1名については、電話にて了承していただき、残り3名を訪問した。(南事務所長他1名にて対応)

3 紛失の個人情報 会長氏名・住所・電話番号(以上は29名分)、受領印影(26名分)

4 原因 配送物の受領印用名簿の保管管理が万全に行われなかったため。

5 再発防止について

- ① 横浜市シルバー人材センターにおいて、配送時に会長宅名簿の保管管理を徹底する。
- ② 横浜市シルバー人材センターにおいて、配送業務に従事する会員に、会長氏名等名簿の紛失がないよう配送時における個人情報の取り扱いを徹底する。
- ③ 横浜市シルバー人材センターにおいて、個人情報保護の重要性を再認識させるための研修による職員・会員の意識啓発と、事故発生時における迅速な連絡、報告の徹底を図る。
- ④ 南区役所において、横浜市シルバー人材センターから再発防止策についての報告を受け、再度個人情報の適正な取扱いの徹底を横浜市シルバー人材センターに対して指示する。